

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和7年6月5日 神戸地方法務局洲本支局 登記官 山下貴史

記

意見又は資料の提出先

〒656-0024

兵庫県洲本市山手一丁目2番19号

神戸地方法務局洲本支局

手続番号	表題部所有者不明土地 に係る所在事項	地目	地積(㎡)
1410-2025 -0001	洲本市由良一丁目 1 9 3 2 番	宅地	2 3 ・ 1 4
1410-2025 -0002	洲本市由良一丁目 2 1 2 8 番	畑	4 9
1410-2025 -0003	洲本市由良一丁目 2 1 2 9 番	畑	7 2
1410-2025 -0004	洲本市由良一丁目 2 1 4 9 番 2	畑	6 ・ 6 1
1410-2025 -0005	洲本市由良一丁目 2 1 5 1 番	畑	1 3 2
1410-2025 -0006	洲本市由良二丁目 1 5 7 8 番 3	宅地	4 9 ・ 5 8
1410-2025 -0007	洲本市由良三丁目 1 1 4 9 番 1	墓地	3 ・ 3 0
1410-2025 -0008	洲本市由良三丁目 1 3 1 2 番	宅地	9 ・ 9 1
1410-2025 -0009	洲本市由良三丁目 1 3 7 7 番 1	墓地	4 9
1410-2025 -0010	洲本市由良四丁目 1 1 2 8 番	墓地	9 9
1410-2025 -0011	洲本市由良四丁目 6 9 6 番 2	墓地	5 9
1410-2025 -0012	洲本市由良四丁目 7 2 8 番 4	原野	5 2
1410-2025 -0013	洲本市由良四丁目 9 2 6 番	山林	8 4 6